

○厚生労働省令第三百三十四号

医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成三十年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の表を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(厚生労働省令で定める施設) 第五条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 診察室</p> <p>イ 診察室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>ロ イ(2)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二条に規定する検体検査(以下単に「検体検査」という。)の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。</p> <p>三 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(衛生管理等) 第三十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三並びに臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)第十二条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第九条の八第一項中「法第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第四号に定める施設を除く。)」における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査</p>	<p>(厚生労働省令で定める施設) 第五条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 診察室</p> <p>イ 診察室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>ロ イ(2)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査(以下「検体検査」という。)の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。</p> <p>三 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(衛生管理等) 第三十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の八第一項中「法第十五条の二の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第二項中「法第十五条の二の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第九条の九第一項中「法第十五条の二の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機</p>

技師等に関する法律第二十條の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「基準省令」という。）第三十三條第三項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同條第二項中「法第十五條の三第一項第二号の前條の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第九條の九第一項中「法第十五條の三第二項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「基準省令第三十三條第三項第二号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第九條の十二中「法第十五條の三第二項の規定による第九條の八の二に定める医療機器」とあるのは「基準省令第三十三條第三項第三号の規定による医薬品医療機器等法第二條第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、第九條の十三中「法第十五條の三第二項の規定による医療」とあるのは「基準省令第三十三條第三項第四号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二條第一項中「法第二十條の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第三十三條第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

一〇四（略）

器又は医学的処置」と、第九條の十二中「法第十五條の二の規定による第九條の七に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第二條第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、第九條の十三中「法第十五條の二の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

一〇四（略）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。